

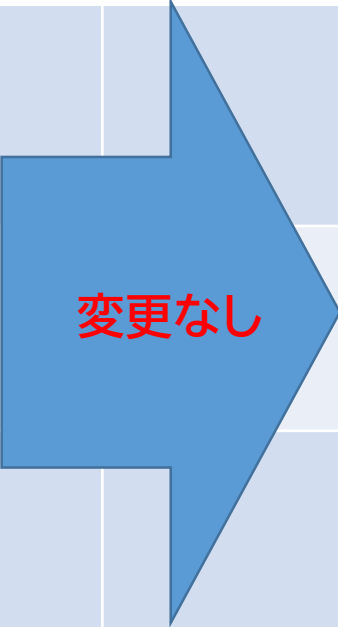
令和6年度 豊島区介護予防・日常生活支援総合事業説明会

豊島区介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防・生活支援サービス事業)
令和6年度介護保険報酬改定について
～令和6年4月施行版～

豊島区福祉部高齢者福祉課総合事業グループ
～令和6年4月24日～

区分支給限度基準額について

区分支給限度基準額	～令和6年3月まで	令和6年4月～
要支援1	1月あたり 5,032単位	1月あたり 5,032単位
要支援2	1月あたり 10,531単位	1月あたり 10,531単位
事業対象者	1月あたり 5,032単位	1月あたり 5,032単位



*利用料は、利用者負担が1割の方のサービスにかかる基本的な金額で記載しています。

各サービスの所定単位数について

○各サービスの所定単位数の上限

サービス区分	単位数	
介護予防訪問事業(A2) としま介護予防訪問事業(A4) としまいきいき訪問事業(A4)	(週に1回程度) 1,176単位 (週に2回程度) 2,349単位 (週に2回以上) 3,727単位※ ※要支援2の場合のみ	変更なし
介護予防通所事業(A6)	(事業対象者、要支援1の場合) 1,798単位 (事業対象者、要支援2の場合) 3,621単位	変更あり
としまリハビリ通所事業(A8)	(事業対象者、要支援1の場合) <u>2,180単位※</u> (事業対象者、要支援2の場合) <u>4,023単位※</u>	変更あり

国の社会保障審議会において、「国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため運用を弾力化することが重要」との意見があり、介護保険法施行規則の改正により、令和3年度より総合事業のサービス価格は国が定める額を勘案しつつ、市区町村が任意に定めることとなりました。

※赤字部分のみ弾力化による上限を引き上げ

令和6年度における基本報酬等について

介護報酬の改定に伴い、豊島区の総合事業における国相当基準（A2）サービスについて 同様に基本報酬を変更しています。

○訪問型サービス・国相当基準（A2） 介護予防訪問事業

対 象	（旧）令和6年3月まで	（新）令和6年4月から
要支援1・要支援2 1月につき週1回程度 1月の中で全部で4回まで	訪問型独自サービスⅣ 1回あたり 268単位 (306円)	訪問型独自サービス21 1回あたり 287単位 (328円) * 算定回数の対象についての 変更はなし
要支援1・要支援2 1月につき週2回程度 1月の中で5回から8回まで	訪問型独自サービスⅤ 1回あたり 272単位 (310円)	
要支援2 1月につき週2回を超える程度	訪問型独自サービスⅥ 1回あたり 287単位 (328円)	

▷ 高齢者虐待防止未実施減算・同一建物減算（2・3）・口腔連携強化加算 ➡ 新設

令和6年度における基本報酬等について

区独自基準（A4）のサービスについては、改定前の単位数及び利用者負担額を据え置いています。

○訪問型サービス・区独自基準（A4） としま介護予防訪問サービス／としまいきいき訪問サービス

対 象	（旧）令和6年3月まで	（新）令和6年4月から
要支援1・要支援2	1回あたり 268単位／225単位 （300円）	1回あたり 268単位／225単位 （300円）

▷高齢者虐待防止未実施減算・業務計画未策定減算

➡区独自基準（A4及びA8）サービスについては新設していません

令和6年度における基本報酬等について

【全サービス共通】

○ 業務継続計画未策定減算について

問 164 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答)

- ・ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
- ・ なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

介護保険最新情報Vol.1225（令和6年3月15日）
令和6年介護報酬改定に関するQ&A より

令和6年度における基本報酬等について

問 165 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようなになるのか。

(答)

業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

介護保険最新情報Vol.1225（令和6年3月15日）
令和6年介護報酬改定に関するQ&A より

令和6年度における基本報酬等について

問 166 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

- ・ 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。
- ・ 例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。
- ・ また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

介護保険最新情報Vol.1225（令和6年3月15日）
令和6年介護報酬改定に関するQ&A より

令和6年度における基本報酬等について

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算について

問 167 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。

（答）

- ・ 減算の適用となる。
- ・ なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

問 168 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

（答）

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

介護保険最新情報Vol.1225（令和6年3月15日）
令和6年介護報酬改定に関するQ&A より

令和6年度における基本報酬等について

問 169 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

（答）

改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

令和6年度における基本報酬等について

○虐待防止委員会及び研修について

問 170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
- ・ なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- ・ また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。

(※) 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

介護保険最新情報Vol.1225（令和6年3月15日）
令和6年介護報酬改定に関するQ&A より

令和6年度における基本報酬等について

介護報酬の改定に伴い、豊島区の総合事業における国相当基準（A6）サービスについて 同様に基本報酬を変更しています。

○通所型サービス・国相当基準(A6) 介護予防通所事業

対 象	(旧) 令和6年3月まで	(新) 令和6年4月から
要支援1・事業対象者 1月につき週1回程度 1月の中で全部で4回まで	通所型独自サービス1回数 1回あたり 384単位 (419円)	通所型独自サービス21 1回あたり 436単位 (476円)
要支援2・事業対象者 1月につき週2回程度 1月の中で全部で8回まで	通所型独自サービス2回数 1回あたり 395単位 (431円)	通所型独自サービス22 1回あたり 447単位 (488円)

◆基本報酬において、入浴介助及び運動機能向上サービスに係る費用が包括評価に改正

【介護保険法施行規則第140条の63の2 第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号）による】

▷運動機能向上加算・複数サービス実施加算・事業所評価加算 ➡廃止

▷高齢者虐待防止未実施減算・業務計画未策定減算・同一建物減算（3）・送迎減算・
一体的サービス提供加算 ➡新設

令和6年度における基本報酬等について

ケアプラン上で定められた国相当基準（A6）・入浴サービスを提供した場合で、入浴の提供回数が要支援1で3回以上、要支援2で6回以上の場合に、**月額包括報酬での算定を可**とする。
（月の途中で開始・終了する場合は、原則1回あたりの報酬で算定して下さい）

○通所型サービス・指定相当通所型サービス(A6) 介護予防通所事業

対 象	(新 設)令和6年4月から
要支援1・事業対象者 1月につき週1回程度 1月の中で全部で4回まで	通所型独自サービス11 1月あたり 1,798単位 (1,960円)
要支援2・事業対象者 1月につき週2回程度 1月の中で全部で8回まで	通所型独自サービス12 1月あたり 3,621単位 (3,947円)

詳細については、
令和5年度
通所型サービス変更に関する説明会
(令和6年2月22日)
の資料をご確認ください
【公式ホームページに掲載しています】

▷運動機能向上加算・複数サービス実施加算・事業所評価加算 ➡廃止

▷高齢者虐待防止未実施減算・業務計画未策定減算・同一建物減算（3）・送迎減算・
一体的サービス提供加算 ➡新設

令和6年度における基本報酬等について

区独自基準(A8)サービスを月額包括報酬での算定を可とする。
(月の途中で開始、終了する場合は1回あたりの報酬で算定してください)

○通所型サービス・区独自基準(A8) としまりハビリ通所サービス

対 象	(旧)令和6年3月まで	(新 設)令和6年4月から	(新) 令和6年4月から
要支援1・事業対象者 1月につき週1回程度	通所型区独自サービス(1割負担) 1回あたり 384単位 (300円)	通所型区独自サービス(1割負担) 1月あたり 2,180単位 (1,200円)	通所型区独自サービス(1割負担) 1回あたり 436単位 (300円)
要支援2・事業対象者 1月につき週2回程度	通所型区独自サービス(1割負担) 1回あたり 395単位 (300円)	通所型区独自サービス(1割負担) 1月あたり 4,023単位 (2,400円)	通所型区独自サービス(1割負担) 1回あたり 447単位 (300円)

加 算	(旧)令和6年3月まで	(新) 令和6年4月から
機能訓練向上加算	1月あたり 225単位 (200円)	1月あたり 338単位 (300円)